

○金融庁告示第 号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、金融商品取引法施行令第十四条の十一第二項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件（平成二十五年金融庁告示第四十七号）及び金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件（平成二十八年金融庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から適用する。

令和元年六月 日

金融庁長官 遠藤 俊英

（金融商品取引法施行令第十四条の十一第二項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件の一部改正）

第一条 金融商品取引法施行令第十四条の十一第二項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件の一部を次のように改正する。

第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、第二

号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部改正)

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。